

報 道 資 料

平成28年9月30日
 総務部人事課
 0742-34-4821
 (ダイヤルイン)

職員の懲戒処分について

環境清美工場職員の窃盗・横領に伴う管理監督者の処分発令を、下記の通り行った。

記

環境部及び環境清美工場職員の管理監督職員

所属・補職	旧所属・補職	年齢	処分年月日	処分内容	処分理由	適用法令
環境部長 事務職員		59	H28.9.29	減給10分の1 6月	上司としての管理 監督責任を問う	地方公務員法 第29条第1項 第1号及び第2号
環境部次長 事務職員		57	H28.9.29	減給10分の1 5月	上司としての管理 監督責任を問う	地方公務員法 第29条第1項 第1号及び第2号
環境部参事 技術職員		55	H28.9.29	減給10分の1 5月	上司としての管理 監督責任を問う	地方公務員法 第29条第1項 第1号及び第2号
環境事業室長 事務職員		58	H28.9.29	減給10分の1 5月	上司としての管理 監督責任を問う	地方公務員法 第29条第1項 第1号及び第2号
環境清美工場長 技術職員		57	H28.9.29	減給10分の1 5月	上司としての管理 監督責任を問う	地方公務員法 第29条第1項 第1号及び第2号
環境清美工場長補佐 事務職員		51	H28.9.29	減給10分の1 2月	上司としての管理 監督責任を問う	地方公務員法 第29条第1項 第1号及び第2号
環境清美工場長補佐 技術職員		58	H28.9.29	減給10分の1 2月	上司としての管理 監督責任を問う	地方公務員法 第29条第1項 第1号及び第2号
環境清美工場長補佐 技能職員		60	H28.9.29	減給10分の1 2月	上司としての管理 監督責任を問う	地方公務員法 第29条第1項 第1号及び第2号
環境清美工場長補佐 技能職員		58	H28.9.29	減給10分の1 2月	上司としての管理 監督責任を問う	地方公務員法 第29条第1項 第1号及び第2号
リサイクル推進課 主任 技能職員	環境清美工場 係長 (H28.8.31まで)	54	H28.9.29	減給10分の1 4月	上司としての管理 監督責任等を問う	地方公務員法 第29条第1項 第1号、第2号及び第3号
環境清美工場 (再任用職員) 技能職員	環境清美工場長補佐 (H27年度)	60	H28.9.29	減給10分の1 1月	上司としての管理 監督責任を問う	地方公務員法 第29条第1項 第1号及び第2号

【参考】平成28年9月議会で議決された事項

○市長 …平成28年10月～12月の給料月額10分の1を3月減額するとともに、平成28年12月分及び平成29年6月分の
 期末手当の10分の1を減額

○副市長…平成28年10月～12月の給料月額10分の1を3月減額